

今後更に検討すべき事項に関する答申・報告等（抜粋）

I 養成に係る時間的コストの短縮等について

「司法制度改革審議会意見書」（平成13年6月12日司法制度改革審議会）

III 司法制度を支える法曹の在り方

第2 法曹養成制度の改革

1. 新たな法曹養成制度の整備

一方、これまでの大学における法学教育は、基礎的教養教育の面でも法学専門教育の面でも必ずしも十分なものとは言えなかった上、学部段階では一定の法的素養を持つ者を社会の様々な分野に送り出すことを主たる目的とし、他方、大学院では研究者の養成を主たる目的としてきたこともあり、法律実務との乖離が指摘されるなど、プロフェッションとしての法曹を養成するという役割を適切に果たしてきたとは言い難いところがある。しかも、司法試験における競争の激化により、学生が受験予備校に大幅に依存する傾向が著しくなり、「ダブルスクール化」、「大学離れ」と言われる状況を招いており、法曹となるべき者の資質の確保に重大な影響を及ぼすに至っている。

また、大学における法学部教育を何らかの方法で法曹養成に資するよう抜本的に改善すれば問題は解決されるとの見方もありうるかもしれないが、この考え方は、大学法学部が、法曹となる者の数をはるかに超える数（平成12年度においては4万5千人余り）の入学を受け入れており、法的素養を備えた多数の人材を社会の多様な分野に送り出すという独自の意義と機能を担っていることを看過するものであり、現実的妥当性に乏しいように思われる。

2. 法科大学院

(1) 目的、理念

ウ 制度設計の基本的考え方

法科大学院の制度設計に当たっては、前記のような教育理念の実現を図るとともに、以下の点を基本とする。

- ・法科大学院における教育内容については、学部での法学教育との関係を明確にすること

(5) 法学部教育の将来像

現在、全国で93大学に置かれている法学部では、1学年約4万5千人が学んでおり、法曹以外にも社会の様々な分野に人材を輩出しており、その機能は法科大学院導入後も基本的に変わりはない。法科大学院導入後の法学部教育については、法科大学院との役割分担を工夫するものや、法学基礎教育をベースとしつつ、例えば、「副専攻制」の採用等により幅広い教育を目指すものなど、それぞれの大学が特色を發揮し、独自性を競い合う中で、全体としての活性化が期待される。

さらに、学部段階における履修期間については、優れた成績を収めた者には早期修了を認める仕組み（いわゆる飛び級）を適宜活用することも望まれる。

「法科大学院の設置基準等について（答申）」（平成 14 年 8 月 5 日中央教育審議会）

3 その他

(3) 法学部教育との関係

今後、法曹も含め高度専門職業人を養成するためには、学生に、幅広い知識を身に付けさせた上で、職業上必要な高度の専門的知識・技術を習得させることが重要である。このため、学部段階では広い視野を持った人材の育成を目指す教養教育を中心とした教育プログラムを提供し、大学院段階では高度で専門的な教育プログラムを提供することなどが考えられる。

法学分野においても、法科大学院制度の導入後は、法曹養成に特化した専門教育は法科大学院で行うことになるため、学部段階においては、例えば、法的素養を中心とした教養教育に重点をシフトするもの、米国の主専攻、副専攻のように複数の学部・学科の専門科目を同時に履修できるようなカリキュラム上の工夫を行うもの、法曹以外の法律関係専門職の養成を中心にするものなど、多様な教育プログラムの展開が考えられ、法学部等が従来果たしてきた法的素養を備えた多数の人材を社会の様々な分野に送り出すという機能の一層の充実が期待される。

また、学部段階においては、優れた成績を収めた者に対して、大学院への学部3年次からの飛び入学や学部4年未満での卒業など早期に大学院に入学できるような仕組みが既に開かれている。ただし、これらの者について法科大学院での3年未満での短期修了を一般的に認めると、学部段階において法曹に必要な幅広い教養を身に付けることがおろそかになるおそれがあり、適当ではない。

法科大学院は、従来の法曹養成や法学教育の在り方についての深い反省に基づき、司法が21世紀の我が国社会において期待される役割を十分に果たすための人的基盤を確保することを目的として基幹的な高度専門教育機関たるべく構想されたものであり、法科大学院の具体的な制度設計及びその運用はこれにふさわしいものとならなければならない。したがって、例えば、従来の法学部教育を漫然と持続させつつ、法科大学院をその法学部教育の単なる延長線上にあるものにとらえ、法科大学院が屋上屋を架すようなものになるとすれば、法科大学院構想の本来の趣旨に悖るものと言わなければならない。大学関係者は、法科大学院の在り方についてはもちろんのこと、学部段階における法学教育についても、今般の司法制度改革の趣旨・精神を想起しつつ、その趣旨・精神が生かされるよう格段の工夫を凝らすことが望まれる。

「法曹養成制度検討会議取りまとめ」（平成 25 年 6 月 26 日 法曹養成制度検討会議）

第3 法曹養成制度の在り方

1 法曹養成制度の理念と現状

(2) 法曹志願者の減少、法曹の多様性の確保

- ・ 法曹志願者が減少する要因について、可能な限り解消するよう検討することにより、法曹志願者の増加や法曹の多様性の確保を図り、質・量ともに豊かな法曹の養成を目指すことが必要であり、法曹としての質の維持に留意しつつ、個々の論点における具体的な方策（司法修習終了者の就職状況については、前記第1及び第2で検討したとおりであり、法曹養成課程における経済的支援については後記(3)で、司法試験の合格率の上昇に資する法科大学院教育の質の向上については後記2で、司法試験制度については後記3で、それぞれ検討する。）を講ずる必要がある。また、法学部教育も含めた養成期間の短縮、例えば飛び入学等の積極的な運用も考えられる。

II 法律実務基礎教育の充実について

「司法制度改革審議会意見書」（平成13年6月12日司法制度改革審議会）

III 司法制度を支える法曹の在り方

第2 法曹養成制度の改革

2. 法科大学院

(1) 目的、理念

ウ 制度設計の基本的考え方

法科大学院の制度設計に当たっては、前記のような教育理念の実現を図るとともに、以下の点を基本とする。

- ・新しい社会のニーズに応える幅広くかつ高度の専門的教育を行うとともに、実務との融合をも図る教育内容とすること
- ・法科大学院における教育は、少なくとも実務修習を別に実施することを前提としつつ、司法試験及び司法修習との有機的な連携を図るものとすること
- ・以上のような教育を効果的に行い、かつ社会的責任を伴う高度専門職業人を養成するという意味からも、教員につき実務法曹や実務経験者等の適切な参加を得るなど、実務との密接な連携を図り、さらには、実社会との交流が広く行われるよう配慮すること

エ 教育内容及び教育方法

法科大学院では、実務上生起する問題の合理的解決を念頭に置いた法理論教育を中心としつつ、実務教育の導入部分（例えば、要件事実や事実認定に関する基礎的部分）をも併せて実施することとし、体系的な理論を基調として実務との架橋を強く意識した教育を行うべきである。このような観点から、授業内容・方法、教材の選定・作成等について、研究者教員と実務経験を有する教員（実務家教員）との共同作業等の連携協力が必要である。

オ 教員組織

教員組織については、法科大学院は、少人数で密度の濃い教育を行うのにふさわしい数の専任教員等を確保すべきである。

また、法科大学院は、法曹養成に特化して法学教育を高度化し、理論的教育と実務的教育との架橋を図るものであるから、実務家教員の参加が不可欠である。実務家教員としては、狭義の法曹に限らず、適格を有する人材を幅広く求める必要がある。

実務家教員の数及び比率については、法科大学院のカリキュラムの内容や新司法試験実施後の司法修習との役割分担等を考慮して、適正な基準を定めるべきである。

4. 司法修習

(1) 修習の内容

新司法試験実施後の司法修習は、修習生の増加（前記第1「法曹人口の拡大」参照）に実効的に対応するとともに、法科大学院での教育内容をも踏まえ、実務修習を中核として位置付けつつ、修習内容を適切に工夫して実施すべきである。

なお、新司法試験実施後の司法修習のうちの集合修習（前期）と法科大学院における教育との役割分担の在り方については、今後、法科大学院の制度が整備され定着するのに応じ、随時見直していくことが望ましい。

「法科大学院の設置基準等について（答申）」（平成14年8月5日中央教育審議会）

2 設置基準関係

(4) 教員組織等

③実務家教員（参考資料1）

法科大学院は、法曹養成に特化して法学教育を高度化し、理論的教育と実務的教育との架橋を図るものであるから、狭義の法曹や専攻分野における実務の経験を有する教員（「実務家教員」）の参加が不可欠である。このため、専任教員のうち相当数は、実務家教員とすることが必要である。

実務家教員の具体的範囲は、担当する授業科目等との関係において判断されるべきものであるが、実務家として認められる具体的な職種や実務を離れてからの期間を一律に定めることは技術的に困難であるばかりでなく、一律に定めることが逆に法科大学院における多様性の排除につながることも考えられることから、少なくとも当面は個別に判断することとし、その判断の積み重ねを待つことが望ましい。

実務家教員の数については、法科大学院は、法曹養成の「プロセス」の一環として、その修了後に（新司法試験を経て）行われる新司法修習との間で適切な役割分担が期待されており、高度専門職業人として直ちに活動を開始するために必要な知識・技能のすべてを教育するものではないことなどを踏まえ、専任教員（必要数分）のうち概ね2割程度以上とすることが適当であると考えられる。

実務家教員としては、5年以上の実務経験を求めることとし、必要とされる専任の実務家教員のうち、少なくとも3分の1程度は常勤とするが、その余は、年間6単位以上の授業を担当し、かつ、実務基礎教育を中心に法科大学院のカリキュラム編成等の運営に責任を持つ者とするもので足りるものとする。ただし、この措置は、将来的に法曹資格を持つ担当教員が増えるなどにより実務家教員とそれ以外の教員の区別が相対化していくのに応じて、適宜見直すことが適当である。

(5) 教育内容・方法等

①教育課程等

法科大学院では、法理論教育を中心としつつ、実務教育の導入部分をも併せて実施することとし、実務との架橋を強く意識した教育を行うべきとされていることを踏まえ、法曹養成に特化した教育を行うという法科大学院の理念を実現するのにふさわしい体系的な教育課程を編成すべきことを基準上明確にする必要がある。

（主な科目の例）

a 法律基本科目群

公法系（憲法、行政法などの分野に関する科目）

民事系（民法、商法、民事訴訟法などの分野に関する科目）

刑事系（刑法、刑事訴訟法などの分野に関する科目）

b 実務基礎科目群

法曹倫理、法情報調査、要件事実と事実認定の基礎、法文書作成、模擬裁判、ローヤリング、クリニック、エクスターンシップ など

c 基礎法学・隣接科目群

基礎法学、外国法、政治学、法と経済学 など

d 展開・先端科目群

労働法、経済法、税法、知的財産法、国際取引法、環境法 など

「法科大学院教育の質の向上のための改善方策について（報告）」

（平成 21 年 4 月 17 日中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会）

＜法律実務基礎科目の充実＞

法律実務基礎科目は、法律基本科目における基本法分野の基礎的な学修（それ自体が実務との架橋を意識したものであることが前提である。）がなされていることを前提として、法律実務教育の導入部分（例えば、要件事実や事実認定に関する基礎的部分）を行うこととされており、その内容・方法の充実が求められる。このため、法律実務基礎科目（特に法曹倫理、民事訴訟実務の基礎及び刑事訴訟実務の基礎に関する科目）については、法科大学院における教育が司法修習における実務教育の導入的役割をも果たすことを念頭に置いて、法律基本科目の共通的な到達目標の設定内容を踏まえつつ、法科大学院修了時に最低限修得されているべき共通的な到達目標の設定を検討することが必要である。各法科大学院においても、共通的な到達目標を踏まえつつ、それを達成するための教育内容、教育方法についての様々な工夫を行うとともに、共通的な到達目標を超える法律実務基礎科目の充実の在り方も検討することが望まれる。また、法律実務基礎科目の配当年次については、これらの科目が法律基本科目と密接に関連し、その十分な理解が不可欠となることに鑑み、法律基本科目の基礎的な学修を終えた後の 2～3 年次とすることが望ましいとする考え方が有力である。さらに、法律実務基礎教育においては、授業を効果的なものとするため、研究者教員と実務家教員の緊密な連携協力が必要である。

法律実務基礎教育の充実を図ることは、法科大学院教育が従来の司法修習における前期修習相当部分の実務教育を肩代わりすることを意味するものではないが、これにより司法修習との円滑な接続を図ることが期待され、他方、司法修習においてもあるべき法科大学院教育との連続性を意識した修習内容となることが望まれる。

なお、臨床系科目については、現在、多くの法科大学院が選択または選択必修科目として開講しているが、科目の性質もあって、それらの法科大学院においても必ずしも多数の法科大学院生が履修できる教育体制が確保されているわけではない。法律実務基礎科目については、これまで、臨床系科目の導入を含めて、平成 23 年を目途に、修了に必要な単位数を 10 単位程度とする議論がなされているところであり、各法科大学院においては、法律実務基礎科目の充実が期待される。また、エクスターンシップや模擬裁判などの実施に当たっては、これを短期間で集中的に実施することが有効であることから、夏季・冬季の休業期間の活用など、2 セメスター制や授業時間帯の枠にとられない工夫も期待される。

「法科大学院教育の更なる充実に向けた改善方策について（提言）」

（平成 24 年 7 月 19 日 中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会）

＜プロセス養成の中核的機関として求められる教育課程の確立＞

法科大学院における教育では、専門的な法知識を確実に習得させることはもとより、創造的な思考力、事実に即して具体的な法的問題を解決していくため必要な法的分析能力及び法的議論の能力等の育成、並びに法曹としての責任感や倫理観の涵養等、プロセス養成の中核的機関として求められる様々な役割を果たすことが不可欠である。

このため、各法科大学院においては、共通的な到達目標モデルも踏まえつつ、法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目のそれぞれについて一層充実した教育がバランス良く行われるよう、自らの教育課程を不断に見直し、その改善・充実に取り組むことが必要である。

「法曹養成制度検討会議取りまとめ」（平成 25 年 6 月 26 日 法曹養成制度検討会議）

第 3 法曹養成制度の在り方

4 司法修習について

- (1) 法科大学院教育との連携
- (2) 司法修習の内容

- ・ 司法修習については、法科大学院における教育との有機的な連携の下に、法曹としての実務に必要な能力を修得させることが求められている。法科大学院教育と司法修習の役割分担について、法科大学院教育は、法理論教育及び実務への導入教育を行うものであるのに対し、司法修習は、法科大学院における教育を前提とし、これと連携を図りながら、実務修習を中核とする実務に即した教育を行う課程と位置付けられる。このような役割分担を前提とし、法科大学院教育から司法修習への円滑な移行を行い、修習の効果を上げるために、司法研修所及び配属庁会において、修習の開始前後に導入的教育が実施されている。司法修習生は、これらの導入的教育を経て分野別実務修習に取り組むことにより、集合修習の開始までに概ね必要な水準に達すると評価されているが、現在、各法科大学院の実務基礎教育の内容にばらつきがあることを踏まえると、各法科大学院において実務基礎教育の質を向上させることによって、その解消を図るとともに、司法修習の早い段階においても、同様の観点から、より一層実務に即した効果的な分野別実務修習を実施できるよう、司法修習生に対する導入的教育を更に充実させることが求められる。

III 法科大学院による法曹有資格者等の活動領域拡大の取組について

「司法制度改革審議会意見書」（平成 13 年 6 月 12 日司法制度改革審議会）

III 司法制度を支える法曹の在り方

第 1 法曹人口の拡大

1. 法曹人口の大幅な増加

今後、国民生活の様々な場面における法曹需要は、量的に増大するとともに、質的にますます多様化、高度化することが予想される。その要因としては、経済・金融の国際化の進展や人権、環境問題等の地球的課題や国際犯罪等への対処、知的財産権、医療過誤、労働関係等の専門的知見を要する法的紛争の増加、「法の支配」を全国あまねく実現する前提となる弁護士人口の地域的偏在の是正（いわゆる「ゼロ・ワン地域」の解消）の必要性、社会経済や国民意識の変化を背景とする「国民の社会生活上の医師」としての法曹の役割の増大など、枚挙に暇がない。

これらの諸要因への対応のためにも、法曹人口の大幅な増加を図ることが喫緊の課題である。司法試験合格者数を法曹三者間の協議で決定することを当然とするかのごとき発想は既に過去のものであり、国民が必要とする質と量の法曹の確保・向上こそが本質的な課題である。

「法科大学院教育の更なる充実にに向けた改善方策について（提言）」

（平成 24 年 7 月 19 日 中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会）

1. 法科大学院教育の成果の積極的な発信

まず、第一の取組としては、法曹養成制度の中核的機関として法科大学院の教育の優れた点について国民の理解を広め、社会全体からの信頼を確固たるものとしていくことが必要である。このため、法科大学院教育の成果を積極的に発信していくとともに、法科大学院修了者が社会の様々な分野で活躍できるような環境を整えていくことが重要である。

<法科大学院教育の成果の積極的な発信>

改革の第一としてまず取り組むべきことは、各法科大学院において、司法制度改革の理念に基づく法科大学院教育の優れた成果を広く社会に積極的に発信し、社会の理解と信頼を得ていくことである。

もとより、各法科大学院の日々の教育活動及び教育内容が学生によって優れたものと評価されること、その学生たちが修了者として、法曹をはじめとする社会の各方面で高い評価を受けることが何よりも基本であり、後記「4.」のとおり、法科大学院教育の質の改善に取り組むことが重要な課題であることはいうまでもない。

そのような教育の質の改善を前提としつつ、より効果的・効率的な成果の発信を行うため、法科大学院協会を中心として、法科大学院自身が主体的に情報発信に取り組むことが必要である。例えば、各法科大学院において、学生が法律事務所、民間企業、地方公共団体等で研修を行う「エクスターンシップ」等の授業を、法科大学院の教育効果を対外的に発信する機会という側面をも持つものと捉えて、より積極的に実施していくことや、各法科大学院が、民間企業や地方公共団体等とのネットワークを構築して、法科大学院教育の意義や内容が広く知られるよう努めることが考えられる。

「法曹養成制度検討会議取りまとめ」(平成 25 年 6 月 26 日 法曹養成制度検討会議)

第 1 法曹有資格者の活動領域の在り方

- ・ 地方自治体の分野では、少しずつ法曹有資格者の採用が増えてはいるものの、まだ多いとはいえない。地方分権改革に伴い、地域の実情に応じた独自の政策・条例の制定などに当たり法的な観点からの検討を行う政策法務の役割が重要となっていることや、情報公開制度の浸透・住民の権利意識の変化に伴い、自治体の業務において法的な対応が必要となる場面が増え、法曹有資格者が自治体内に存在することによって、業務の適正化・迅速化を図ることができることなど、地方自治体において法曹有資格者を活用する必要性・有用性は認められる。もっとも、その必要性・有用性についての理解は必ずしも浸透しておらず、更なる拡大のためには、前記有識者会議の下で、「地方自治体における法曹有資格者の活動領域の拡大に関する意見交換会」を分科会として位置付けるなどし、関係機関・団体の連携の下、法曹有資格者の意識改革や能力向上のための取組、地方自治体における法曹有資格者の必要性・有用性の周知に向けた取組のほか、複数の自治体が共同で法曹有資格者を採用する方法の検討や、自治体が法曹有資格者を採用しやすくするための配慮の検討、地方自治体の理解を得て法科大学院生のエクスターンシップを積極的に実施するなど、法曹有資格者の採用を促進する方策を積極的に進めていくことが重要である。そして、弁護士過疎・偏在対策の問題がある一定の規模の自治体地域内における法的ニーズに応えるために、日本弁護士連合会と日本司法支援センター(法テラス)が連携して、弁護士過疎・偏在の解消に取り組むことが重要である。また、例えば、学校教育を支援する部署、児童虐待対応などを行う部署においては、法曹有資格者を配置することによって適正かつ迅速な業務の遂行が特に期待できることから、地方自治体を中心とした地域における福祉や教育等の様々な分野に着目した活動領域の開拓に積極的に取り組むことが重要である。
- ・ 法科大学院においては、学生が上記のような分野に関心を持ち、幅広い知識を得ることができるよう、エクスターンシップ等の取組を充実させるほか、第 3 の 5 で述べるように、法曹有資格者に先端的分野等を学ぶ機会を積極的に提供するなど、法曹有資格者の活動領域拡大に向けた積極的な取組を行うべきである。

「法曹養成制度改革の推進について」(平成 25 年 7 月 16 日 法曹養成制度関係閣僚会議)

第 2 法曹有資格者の活動領域の在り方

法曹有資格者の活動領域については、閣僚会議の下で、各分野の有識者等で構成される有識者会議を設け、更なる活動領域の拡大を図る。

IV 法科大学院の継続教育機関としての役割の充実について

「司法制度改革審議会意見書」（平成 13 年 6 月 12 日司法制度改革審議会）

III 司法制度を支える法曹の在り方

第 2 法曹養成制度の改革

5. 継続教育

21世紀の司法を支えるにふさわしい資質と能力（倫理面も含む。）を備えた法曹を養成・確保する上では、法曹の継続教育についても、総合的・体系的な構想の一環として位置付け、そのための整備をすべきである。

この点で、現に実務に携わる法曹も、法科大学院において、科目履修等の適宜の方法により、先端的・現代的分野や国際関連、学際的分野等を学ぶことは、最適な法的サービスを提供する上で必要な法知識を更新するとともに、視野や活動の範囲を広げるために意義のあることだと考えられ、関係者の自発的、積極的な取組が求められる。

第 3 弁護士制度の改革

4. 弁護士の執務態勢の強化・専門性の強化

また、弁護士の専門性強化等の見地から、弁護士会による研修の義務化を含め、弁護士の継続教育を充実・実効化すべきである。

「法科大学院教育の更なる充実に向けた改善方策について（提言）」

（平成 24 年 7 月 19 日 中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会）

<法曹の継続教育に対する法科大学院の積極的貢献>

現に実務に携わる法曹関係者に対して、先端的・現代的分野、国際関係、学際分野等を学び直す機会を提供することは、グローバル化や知識基盤社会が急速に進展する現代社会において充実した法的サービスを提供し続けていく上で重要であるとともに、法曹関係者の資質能力の一層の向上を図る観点からも望ましい。

このため、各法科大学院においては、法曹関係者の要望を踏まえながら、最新の法学研究の成果に基づく専門的知識等を提供するための研修コース等を設けるとともに、実務の現場で生じる諸課題について法曹関係者が学ぶことができるような機会を設けることが求められる。特に、司法修習終了直後の法曹有資格者に対する支援についても積極的に取り組むことが重要である。

「法曹養成制度検討会議取りまとめ」（平成 25 年 6 月 26 日 法曹養成制度検討会議）

第 3 法曹養成制度の在り方

5 継続教育について

- ・ 法曹となった者であっても、多様化する社会のニーズに対応するため、引き続き幅広い知見を得る機会をもつべきである。法曹となった者の継続教育については、弁護士会を始めとする法曹三者の取組を更に進める（例えば、法テラスを活用することも考えられる。）必要があるが、法科大学院も、各法科大学院の特色を生かして、法曹に対して先端的分野等を学ぶ機会を積極的に提供したり、司法修習終了直後の法曹有資格者に対する支援を行うなど、これまでの法曹有資格者の養成機関としての役割だけではなく、継続教育機関としての役割を果たしていくことが期待される。これらの取組により、法曹となった者に対する継続教育の一層の充実を図るべきである。

法科大学院教育に係る各種状況調査結果について(速報値)

※以下の調査結果は、平成25年12月12日現在の集計値

政府の法曹養成制度検討会議及び法曹養成制度関係閣僚会議における審議等を踏まえ、文部科学省において、各法科大学院における各種事項について、以下の調査を実施。

1. 調査項目

- ① 「飛び入学」、「早期卒業」の状況
- ② 各法科大学院における実務基礎教育の実施状況
- ③ 各法科大学院における共通的な到達目標モデル(第2次修正案)の取扱い
- ④ 各法科大学院における特色ある取組の実施状況
- ⑤ 各法科大学院における継続教育の実施状況

ほか

2. 調査対象

全国73法科大学院

3. 調査期間

平成25年10月8日(火)～平成25年10月29日(火)

4. 調査基準日

平成25年4月1日

1

法科大学院における「飛び入学」・「早期卒業」の状況について①

1. 入学状況について

- 「飛び入学」による入学の仕組みを持つ大学は、53大学 (入学者の実績があるのは29大学)

「飛び入学」による入学者数は、計289人(既修者:36人、未修者:253人)(平成16年度～平成25年度までの合計値)

- 「早期卒業」による入学者の実績がある大学は24大学

「早期卒業」による入学者数は、計227人(既修者:33人、未修者:194人)(平成16年度～平成25年度までの合計値)

年度	入学者数 (A)	うち、「飛び入学」による入学者						うち、早期卒業による入学者					
		計 (B)	(%) (B/A)	既修者 (C)	(%) (C/A)	未修者 (D)	(%) (D/A)	計 (E)	(%) (E/A)	既修者 (F)	(%) (F/A)	未修者 (G)	(%) (G/A)
平成16年度	5,767	20	0.35%	3	0.05%	17	0.29%	3	0.05%	0	0.00%	3	0.05%
平成17年度	5,544	33	0.60%	4	0.07%	29	0.52%	7	0.13%	0	0.00%	7	0.13%
平成18年度	5,784	46	0.80%	2	0.03%	44	0.76%	9	0.16%	1	0.02%	8	0.14%
平成19年度	5,713	37	0.65%	3	0.05%	34	0.60%	29	0.51%	1	0.02%	28	0.49%
平成20年度	5,397	33	0.61%	5	0.09%	28	0.52%	48	0.89%	4	0.07%	44	0.82%
平成21年度	4,844	38	0.78%	4	0.08%	34	0.70%	39	0.81%	5	0.10%	34	0.70%
平成22年度	4,122	33	0.80%	7	0.17%	26	0.63%	34	0.82%	5	0.12%	29	0.70%
平成23年度	3,620	21	0.58%	2	0.06%	19	0.52%	32	0.88%	7	0.19%	25	0.69%
平成24年度	3,150	10	0.32%	2	0.06%	8	0.25%	14	0.44%	7	0.22%	7	0.22%
平成25年度	2,698	18	0.67%	4	0.15%	14	0.52%	12	0.44%	3	0.11%	9	0.33%
合計	46,639	289	0.62%	36	0.08%	253	0.54%	227	0.49%	33	0.07%	194	0.42%

法科大学院における「飛び入学」・「早期卒業」の状況について②

2. 修了状況等について

※平成24年度修了者までの合計値

- 「飛び入学」により入学した者の標準修業年限修了率は、88.0% (既修者: 93.3%、未修者: 87.3%)
- 「早期卒業」により入学した者の標準修業年限修了率は、87.5% (既修者: 91.3%、未修者: 86.9%)

(参考) 平成24年度に修了した者の標準修業年限修了率: 68.2% (既修者: 85.8%、未修者: 53.0%)

	「飛び入学」により入学した者の修了状況									「早期卒業」により入学した者の修了状況								
	入学者数			標準修業年限修了者数・標準修業年限修了率						入学者数			標準修業年限修了者数・標準修業年限修了率					
	計 (A)	既修者 (B)	未修者 (C)	計 (D)	(%) (D/A)	既修者 (E)	(%) (E/B)	未修者 (F)	(%) (F/C)	計 (G)	既修者 (H)	未修者 (I)	計 (J)	(%) (J/G)	既修者 (K)	(%) (K/H)	未修者 (L)	(%) (L/I)
平成16年度	20	3	17	19	95.0%	3	100.0%	16	94.1%	3	0	3	3	100.0%	0	-	3	100.0%
平成17年度	33	4	29	30	90.9%	4	100.0%	26	89.7%	7	0	7	6	85.7%	0	-	6	85.7%
平成18年度	46	2	44	40	87.0%	2	100.0%	38	86.4%	9	1	8	8	88.9%	1	100.0%	7	87.5%
平成19年度	37	3	34	32	86.5%	2	66.7%	30	88.2%	29	1	28	26	89.7%	1	100.0%	25	89.3%
平成20年度	33	5	28	30	90.9%	5	100.0%	25	89.3%	48	4	44	45	93.8%	4	100.0%	41	93.2%
平成21年度	38	4	34	32	84.2%	4	100.0%	28	82.4%	39	5	34	34	87.2%	5	100.0%	29	85.3%
平成22年度	33	7	26	28	84.8%	6	85.7%	22	84.6%	34	5	29	27	79.4%	5	100.0%	22	75.9%
平成23年度	2	2	/	2	100.0%	2	100.0%	/	/	7	7	/	5	71.4%	5	71.4%	/	/
合計	242	30	212	213	88.0%	28	93.3%	185	87.3%	176	23	153	154	87.5%	21	91.3%	133	86.9%

3

法科大学院における「飛び入学」・「早期卒業」の状況について③

3. 「飛び入学」・「早期卒業」による入学者の成績・能力等について

これまで一定数の「飛び入学」や「早期卒業」による入学者を有する大学からの回答の要旨は以下のとおり。(自由記述)

飛び入学による入学者は、進路変更等による中退者も若干名いるものの、法科大学院入学後は比較的優秀な成績を修めている。当方にて把握している限り、司法試験も毎年概ね50%~80%の高い合格率を堅持している。こうした優秀な成績・能力については、後述の早期卒業者にも同様のことが言えると考えている。

飛び入学者の現時点での平均通算GPAは2.69であり、全体からしても中程度の学力を維持している。入学時から、修了する間に、学力が著しく低下することはほとんどなく、入学当初から中程度の学力を維持した上で、修了していく傾向にある。また、当該入学者については、中途退学の学生はおらず、100%修了している。

飛び級入学者は、累計で28名おり、GPAの平均は3.41と良好である。うち、すでに修了した者は27名、司法試験に合格した者は16名で、本学の平均的合格率を上回る結果を残している。

「飛び入学」による入学者については、GPAの平均が3.20、標準年限での修了率94.1%(17名中18名、残りの1名は退学)、司法試験合格率58.8%(修了直後の合格率47.1%)となっており、成績や能力は総じて高いといえる。

人数が少ないため、確たる評価はできないが、概して優秀であるとの印象を受ける。ただし、法学部以外の出身者、すなわち、純粋未修者の場合、法律学になじむまでやはり時間がかかるようである。

個人差はあるものの、概ね優秀な成績を修めており、能力が高い者が多いと評価できる。

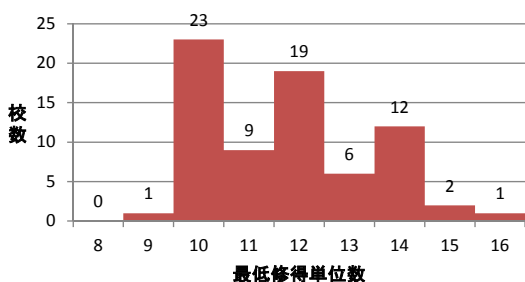
飛び入学による入学者と飛び入学をしていない学生との間に成績や能力に顕著な差異はみられない。

4人のうち、1人を除き、全体として芳しい成績ではなかった。なお、成績が良好であった1名は既修者であり、他は全員未修者であった。

法律実務基礎科目の現状について①

1. 法律実務基礎科目に関する最低修得単位数について

○ 各法科大学院において、法律実務基礎科目として平均約12単位の修得を課している。(必修又は選択必修科目の計)



(10~14単位数に設定している大学が大半を占めている(計69校))

※全73大学中の約95%

2. 担当教員について

○ 法律実務基礎科目として、H25年度に全73大学において810科目が開講されている。

(必修:333科目、選択必修科目:296科目、選択科目その他:181科目)

○ 上記の必修科目全333科目のうち、311科目(約93.4%)は法曹三者である実務家教員が担当。

(法曹三者が担当していない22科目の内訳は、「法情報調査」、「法情報処理」、「法情報検索演習」等)

○ 上記の選択必修科目全296科目のうち、270科目(約91.2%)は法曹三者である実務家教員が担当。

(法曹三者が担当していない26科目の内訳は、「法情報論」、「リサーチペーパー」、「ベンチャー社会と法」、「エクスターンシップ」等)

○ 上記の選択科目等全181科目のうち、156科目(約86.2%)は法曹三者である実務家教員が担当。

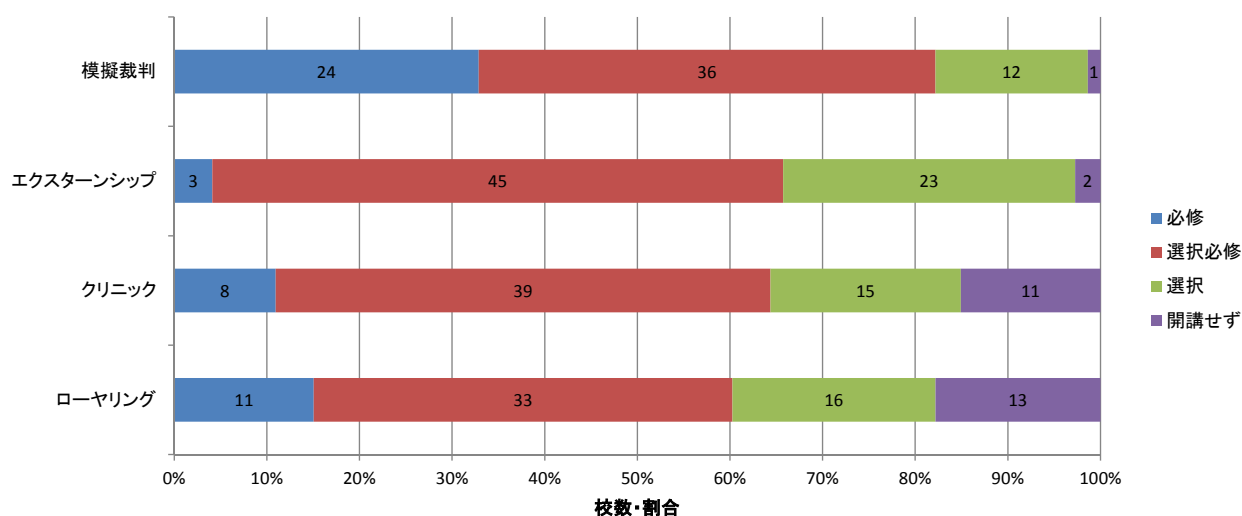
(法曹三者が担当していない25科目の内訳は、「法情報調査」、「法律英語」、「企業法務論」、「エクスターンシップ」等)

5

法律実務基礎科目の現状について②

3. 体験的な法律実務基礎科目の取扱いについて

○ 体験的な法律実務基礎科目については、各大学によって開講形態のばらつきはあるものの、全ての法科大学院において体験的な法律実務基礎科目が開講されている。



	模擬裁判	エクスターンシップ	クリニック	ローヤリング
必修	32.9%	4.1%	11.0%	15.1%
選択必修	49.3%	61.6%	53.4%	45.2%
選択	16.4%	31.5%	20.5%	21.9%
開講せず	1.4%	2.7%	15.1%	17.8%

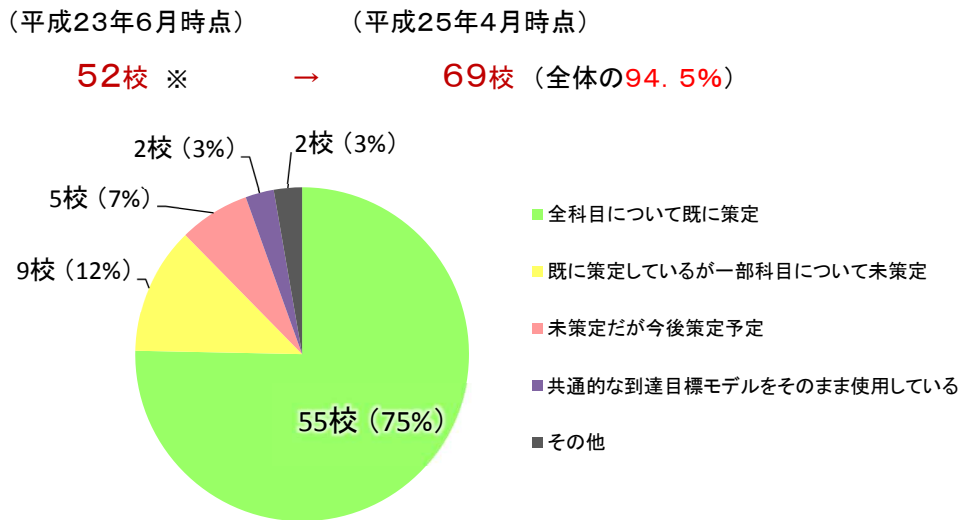
13

6

共通的な到達目標モデル(第二次修正案)の取扱いについて

- ・法科大学院修了者が共通に備えておくべき能力等の到達目標モデルとして、平成22年9月、「共通的な到達目標モデル(第二次修正案)」が全法科大学院に対し提示
- ・各法科大学院では、そのモデルを踏まえ、具体的な到達目標を設定するとともに、カリキュラムの改善を実施

□ 到達目標を策定、もしくは策定予定である法科大学院



※平成23年時点のデータは、法科大学院協会発表資料による

7

活動領域の拡大に向けた取組等の実施状況について①

- ・活動領域拡大に向けた取組を行っている旨回答した法科大学院 66校

法曹又は修了者の職域拡大に向けた取組例

- メールリストやホームページ等を用いた求人情報の共有、学生に対するジュリナビへの登録の促進
- 自治体の法制執務担当者等による講義の提供、企業の法務担当者等による講演会の開催
- 法律事務所や企業、自治体等へのエクスターンシップの実施
- 学生が修了生や若手研究者等と交流できる座談会や講演会等の開催
- 就職支援に係る学内の体制整備と相談の機会等の提供
- 地元弁護士会との連携強化を通じた就職説明会や懇談会の開催
- 修了生の就職状況調査の徹底
- 企業や自治体に対する法曹又は修了者の採用促進の依頼、実務家教員を通じた就職先の紹介・仲介
- ビジネスマナーの指導

企業における活動領域を視野に入れた授業等の整備例

- 弁護士や公認会計士、その他企業法務に造詣の深い教員による「企業法務」、「金融取引法」、「知的財産法」、「労働法」といった授業・演習の開講
- ビジネス法分野の授業科目の重点配置やビジネス法コースの開設
- 学生に対する企業法務に強いインハウスロイヤーを目指すための科目配置の提示
- 企業法務分野からの実務家教員の採用
- インハウスロイヤーによる講演会の開催
- 地域の特性を反映した法律相談を活用したリーガルクリニックの実施

活動領域の拡大に向けた取組等の実施状況について②

- より魅力ある教育を目指した取組を実施している旨回答した法科大学院 61校

より魅力ある教育を目指した取組例

- 公正取引委員会審判官や東京都税務当局実務家の経験者など、より多くの実務家に対する教育への参加の促進。
- ITを使った学習支援システムや授業録画の自宅等での再生システムの採用、東京駅周辺でのサテライト教室の開設、夜間や土曜日における主要科目の昼間と同一内容での開講。
- 法曹となった修了生等による教育補助、未修者に対する少人数での学習指導・助言。
- クラス担任制度等を活かした、学生の学修状況・ニーズに合わせたきめ細かい授業の展開と指導。
- 多彩な外国法科目の開設、英語によるライティングやプレゼンテーションの訓練、海外の法曹有資格者による講義や講演の実施。
- 海外の法科大学院も含めた学生の交換プログラムの実施。
- 日常的なFD活動を通じた教員の教育に係る意識改革と実践、その一環としての他大学への訪問や授業見学等。
- 教材や教育方法について、プロジェクト・チームにおける検証や教授会における意見交換の実施。
- 地域に特徴的な法律問題を学ばせるための、司法過疎地における巡回無料法律相談への学生の参加。
- 金融法務、渉外法務、知的財産法務など、理論と実務の架橋や国際性、学際性、先端性を具現化する多彩なワークショップ・プログラムの開講
- 法律事務所からの協力を得た「国際仲裁・ADR」ワークショップの開催。
- 法曹リカレント等の継続教育を行うためのワーキング・グループの立ち上げ。
- 既修者・未修者それぞれに対する入学前事前研修の実施。
- 希望者全員に対するエクスターンシップやリーガルクリニック等の実施。
- 学内に設置されている法律事務所と連携した臨床実務に関する教育の実施。
- 民事ローリングの授業における市民ボランティアの活用。

9

継続教育の実施状況について①

- 継続教育に取り組んでいる、または、今後取り組んでいく可能性がある大学は、51大学
(うち、調査時点において継続教育に取り組んでいるのは21大学)
- 継続教育に取り組んでいる大学の取組の具体的な状況は以下のとおり。(自由記述)

①法曹有資格者に対し、応用的・先端的な授業科目を履修できる場を提供している例

- ・正規の科目としてではなく、BUSINESS LAW SEMINARを開講し、継続教育としても法曹資格を修得した者に広く門戸を開いている。今後も、継続教育については、充実を図っていきたいと考えている。
- ・日本弁護士連合会に対し10科目程度の科目を開講し、弁護士会員の受講希望者を募集している。
- ・実務家を対象とした聴講制度を設け、展開・先端科目や基礎法・隣接科目のほか、本法科大学院の特色である外国法科目を受講可能としている。
- ・法曹のリカレント教育を目指し、現在法曹界で活躍するものに対し科目等履修生の制度を設け、履修の場を提供している。

②新人弁護士に対する研修の展開や、法律相談・ADRの補助業務の場を提供している例

- ・法科大学院弁護士研修センター(OATC)を設置、隣接する形で法律事務所を招致し、法科大学院出身の新人弁護士を所属させて司法修習終了直後の継続教育にあたっている。特に、組織内弁護士を育成することを目指している。
- ・法務研究科の下部組織「法曹実務研究所」が週2回法律相談を行っている。この法律相談の担当者を法務研究科OBの弁護士から募り、経験5年以上の弁護士1名を指導に付けて、相談に当たらせている。
- ・法曹実務研究所と観光研究所が連携して運営する大学直属の組織「観光ADRセンター」で行う調停業務の補助業務を行う「事件管理者」を法務研究科OB弁護士から募り、十数名が担当している。

10

継続教育の実施状況について②

○ 継続教育に取り組んでいる大学の取組の具体的な状況は以下のとおり。(自由記述)

③法科大学院とは別途設置された「法務研究所」、「司法研究所」等の機関において、実務家同士の情報交換や研鑽を目的とした場を提供している例

- ・法科大学院の附属機関である、専門法曹養成研究教育センター(現在は、医事法センター、環境法センター、ジェンダー法センター、知的財産法センターの4センター)が企画・実施する研究会が挙げられる。法曹資格を取得した修了生に対し、この研究会への参加を呼びかけ、また、研究会の講師陣には本法科大学院修了生(現在は弁護士)を招聘し、専門法曹の継続教育の体制が徐々に構築されつつある。この体制を法科大学院全体としての取組としてさらに発展させていくことを目標としている。
- ・法務研究所を併設し、法科大学院の教員も参加した場で、修了生が研究発表を行うことのできる機会を定例的に設けている。これは、弁護士同士の幅広い情報交換を可能にすると共に、実務家として研鑽できるリカレント・スクールの役割を狙ったものである。

④法科大学院教員を講師とする研究会を開催している例

- ・同窓会と協力して、法科大学院教員を講師とする研究会を実施している。

○ 他方、継続教育に取り組むことを予定していない大学の挙げた理由は以下のとおり。(自由記述)

- ・継続教育は、研究大学院(博士後期課程)など、別組織が担っている。
- ・地元弁護士会において既に研修制度が確立されており、需要が見込めない。
- ・現時点では、在学生を対象とする教育の充実に専念している。
- ・継続教育に取り組む教員数の余裕がない。

更に検討すべき事項に関する論点（たたき台）

ワーキング・グループの調査検討経過として報告された組織見直しの促進方策や共通到達度確認試験（仮称）の基本設計などに関する検討に加えて、更に、今後の法科大学院の在り方をはじめ、以下に掲げる事項に関する論点を整理して、改善方策を検討する必要があると考えられるのではないか。

1. ワーキング・グループ経過報告を踏まえて検討を要する事項について

○ これからの法科大学院に取り組むことが期待される取組に関し、公的支援の見直しの更なる強化策で示されているような、

- ・ 魅力ある法科大学院教育を目指した先導的な教育システム、
- ・ 先導的な教育プログラム、
- ・ 組織的な就職支援の取組、
- ・ 教育の質の向上に資する法科大学院間の連携・連合

などの具体的な内容や事項等をどのように考え、示していくべきなのか。

など

2. 上記1. 以外に検討を要する事項について

（1）養成に係る時間的コストの短縮等

○ 法学部教育も含めた法曹養成期間の短縮について政府全体で検討が求められる中、その方策の一つとして活用が考えられる「飛び入学」や「早期卒業」に関し、これまでの実施状況等を踏まえ、具体的にはどのような積極的な運用を検討することができるのか。

○ その際、法学既修者としての入学を正面から認めるかどうかに関し、学部段階において法曹に必要な幅広い教養を身に付けることを期待していた過去の中教審等での考え方をどのように整理していくべきか検討が必要ではないか。

(2) 法律実務基礎教育の充実

- 法科大学院における法律実務基礎教育の実施状況を踏まえ、法科大学院間でのばらつきを抑え、教育すべき内容や指導する教員の資質等を高めるための具体的な方策をどのように考えるべきか。
 - ・ 共通的な到達目標モデルに基づく教育カリキュラムの改善の徹底
 - ・ 指導にあたる教員の在り方やその教育指導力向上のための取組の充実 など
- この他、今後より充実した法律実務基礎教育の実施が可能となるよう、司法試験や司法修習との関係において検討すべき方策として、具体的にどのようなものが考えられるのか。

(3) 法科大学院による法曹有資格者等の活動領域拡大の取組

- 法曹有資格者を含めた法科大学院修了生について、法曹をはじめとする社会の様々な分野で活躍できるよう、法科大学院における組織的な就職支援等の取組として、具体的にどのようなことが考えられるのか。
 - ・ エクスターンシップを通じた法曹以外の企業法務、国・地方公共団体等への派遣
 - ・ 就職支援組織の設置とともに、弁護士事務所、企業、官庁などの説明会等の受け入れや就職セミナーの実施など情報提供・相談体制の充実 など

(4) 法科大学院の継続教育機関としての役割の充実

- 法科大学院が取り組む継続教育の現状を踏まえ、今後、推進すべき先導的な取組として、具体的にどのようなものが考えられるのか。
 - ・ 法曹有資格者を対象としたビジネスローや外国法など応用的・先端的な授業科目の提供
 - ・ 法科大学院などを活用した研究会や研修の場の提供 など